

第7回 規制改革会議 会議終了後記者会見録

日時:平成20年12月22日(月) 16:54 ~ 18:00

場所:永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

木場委員 会議の方が少し延びまして、予定の時間を回っております。お待たせして申し訳ございません。

スタートする前に、資料の確認を着席された方からお願いいたします。

資料1とは打ってありませんが、第3次答申の本文、分厚いものが資料1となります。

資料2は、第3次答申の概要となっております。

資料3が「当面の分野別取組課題」でございます。

そして、参考資料といたしまして「インターネットを含む通信販売による一般用医薬品の販売規制」に関する質問事項に対する厚生労働省の回答というものが別紙でございます。

以上4でございますが、もし、ないものがございましたら、挙手願えますでしょうか。お届けいたします。

大丈夫ですか。

それでは、お待たせいたしました。これより記者会見を始めさせていただきます。

まず最初に、先ほど行われました会議にて、第3次答申を決定いたしましたことを御報告申し上げます。

概要につきましては、後ほど議長から御説明申し上げます。

なお、具体的施策部分につきましては26日金曜日の閣議で最大限尊重する旨の閣議決定が行われる予定でございます。

それでは、議長、よろしいでしょうか。本日の会議の御報告をよろしくをお願いいたします。

草刈議長 今日、この厚いものを会議としてエンドースをして、これを答申として決定するというのが最大のタスクだったわけで、それは皆さんの賛成を得て、これを答申として決定したということです。

あと、この重点4分野についてお話をいたしますけれども、1つだけ申し上げておきますが、これで一応、今年の会合あるいは活動は締めくくる。ただ、残っている問題が随分あります。

1つは、いわゆる保育の問題で、今、保育の方は社保審の少子化対策特別部会というものがありまして、ここで報告が年内に出ることが福田政権として「骨太の方針」で決まっているわけです。ところが、これがまだ調整がつかずに、年末ぎりぎりまでかかるということで、ここで答申の中に何項目か書いてあるんですが、それはやはり向こうの答申が出てきて、それを法制化する、あるいは具体化する前にいろんな議論をしなければいけないことになると、やはり、これから3月まで、保育については継続して協議をしていくことになる。

もう一つは農業の問題ですが、これは後から八田先生から御説明がありますが、いわゆる農地利用の確保・拡大。それから、いわゆる農地改革プランというもので、事業者が参入しやすいようにやるというようなこと等が農地改革プランとして経済財政諮問会議でも決まっておるんですが、こ

ちらでもこの中に入っていますが、確保できています。ただ、これはまだ具体的な施策といえますか、こういうふうにするんだという具体性は極めて乏しいので、これを具体化していくためにどうしていくのか、あるいは具体化をどう図るのかということについては、引き続き議論をしていかないと、どんどん遅れてしまいますので、これはやっていく。

それが2つ、継続のところです。

もう一つ、いわゆる規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化というものがあります。これはいわゆるRIAというものでございまして、これについても、一応、こういうふうにするという案はできていて、それは諮問会議に宿題として出していますけれども、それを今度、具体的に各省と協議しながら、経済財政諮問会議と連携しながら、これを進めていかなければいけない。これが3つ目です。

あとは、皆さん御存じのとおり、後で出できますが、インターネットを含む通信販売の規制がかけられようとしていて、これはかなりアジェントです。これについて、非常に我々としては、いわゆるこういう経済活動が停滞、あるいは縮小している中でもありますし、こういうことをやっていいのだろうか、あるいは消費者のためにこういうことをやっていいのだろうか。安全という問題は勿論大前提として、どういう売り方にしても必要なんですけれどもということで、これは引き続き、アジェントマターとして取り上げていかなければいけないものである。

もう一つ、タクシーの参入規制の問題で、これは御存じのとおりであります。これもいわゆる雇用機会を拡大していかなければいけないこの時期に縮小する方向というのは、一体、何を考えているんだか、私にはさっぱりわからない。これもできるだけ早々に我々の会議として議論をしていかなければいけない点でございます。

それから、空港会社の大口規制導入というものがあります。これも同じようにやっていくこと。

それと、収納代行・代引きサービス。これは大分、方向づけができたように思いますが、まだ油断ができないので、この辺のところをきちっと規制の対象にしないという方向に持っていかなければいけない。

こういった課題が何点かございまして、これはいわゆる、本年の12月までの活動だけでは終わらないので、引き続いて、3月のいわゆる3か年計画までに進展を図るべくやっていくつもりでございます。

私からは以上です。

木場委員 ありがとうございます。議長の方から幾つか概要をかいつまんで御説明させていただきました。

続いて、重点的な4分野につきまして、医療、保育、農業、運輸につきまして各タスクフォースの主査からポイント箇所を御説明させていただきます。

それでは、医療分野から松井さん、お願いします。

松井委員 医療については、今、議長からお話があったように、医薬品のインターネット及び通信販売に係る規制が懸案事項となっております。

これについては、先ほどの本会議でも大臣からコメントがあったんですけれども、非常に緊急を

要するマターであります。といいますのは、来年6月に改正薬事法が施行される予定ですが、厚労省がそれにあわせて省令を出すという手はずになっていて、今その手続が進められていると聞いています。11月11日、その省令案に対して当会議として意見書を出し、大臣折衝もした上で、12月16日付で、厚労省に対して公開質問状を出しまして、先週の金曜日の夜、厚労省から回答があったところです。我々の質問状は、「インターネット及び通信による販売が、対面による販売と比べ、どうして安全に劣るのか。これについてエビデンスを出してくれ」、公開討論でもそういう議論がありましたけれども、それを今一度質す内容です。

その回答は、既に議事録を公表していますがけれども、公開討論で厚労省が回答した内容とほとんど同じです。すなわち、「エビデンスはないけれども、対面よりもインターネットの方が劣っている。したがって、この省令は出すつもりだ。もし、問題があるんだったら、インターネットで安全を担保するための案をそちらの方から出せ。それについて議論をすることはやぶさかではない」という回答でございます。

厚労省がこの後どういう対応をするか、まだわからないんですけれども、いずれにしろ、当会議としては、仮にこの省令が出されれば国民生活に多大な影響があるので、そこでどういう対応するかを決めなくてはいけないという段階でございます。

大臣からも、大変問題があるから、来年の3月に再改定を予定している「3ヵ年計画」にこれを盛り込むべく対応してくれというコメントがございました。

大体ですが、医療はそういった状況です。

木場委員 ありがとうございます。

それでは、続きまして、農林水産業分野で、八田主査、お願いいたします。

八田議長代理 これは、水産も運輸もやりますか。

草刈議長 簡単をお願いします。

八田議長代理 簡単にやります。

農業分野については、これまで当会議が農水省と協議してきた内容がこの間の経済財政諮問会議に提出された農地改革プランに盛り込まれました。それと同じ趣旨のものが本答申に入っています。

そこでのポイントというものは「農地利用に係る参入規制の緩和」に関して方針が決まったことです。今まで株式会社は、市町村を通じて農地を借りなければなりません。さらには、耕作放棄地が優先的に割り当てられて来ました。これを株式会社が農家から直接借りられるようにします。このことが、この答申自体ではかなり一般的な形で書いてあります。具体的には、これから詰めていく必要があります。

もう一つは「農業生産法人の要件の緩和」です。これも、株式会社が土地を所有しようと思ったら、農業生産法人に出資して、そこを通じてやらなければいけないけれども、出資の条件が厳しい。これを緩めることが今度、抽象的な言葉ではありますが、入っています。すなわち「資本の充実を図る観点から農業生産法人要件について見直す」ことが入れてある。それから、事業要件についても、「食品関連事業等との連携強化」という言葉で検討することがここに盛り込まれています。

次に、資料2の4ページの下に書いてありますように、生産調整についてかなり大きな検討をす

ることになりました。これは、基本的には生産目標は何であるかを明確にし、その政策目標に対して今の生産調整がちゃんと機能しているのかどうかを検証することがまず第1弾。それから、いわゆる減反をするのではなくて、水田をフルに活用するという観点から需給調整システムをこれから構築するという事に合意が得られました。

次に5ページの下の酪農ですが、これは今まで当会議は取り上げてきませんでした。酪農農家はいわゆる指定団体を通じて雪印とか明治乳業といった乳業メーカーに牛乳を売交渉するんですが、指定団体と乳業メーカーの間で決めた乳価というものが必ずしも酪農農家にとってわかりやすくなっていない。

基準の脂肪率の牛乳の価格ははっきりしています。しかし乳脂肪率が低いと、作れるバター量が少なくなるので、乳価は安くなりますが、その価格設定が現実には不透明です。基準率から脂肪率が下がると、一定の割合で価格が引き下げよう定められています。しかし脂肪率が基準値より低い場合、現実には定められた価格よりもはるかに低い価格で買い取られている。だから、公表されている価格は基準脂肪率のものに関してだけで、それ以外のところが非常にあいまいであるという不満がありました。今度は生産者にわかりやすいように、乳脂肪率ごとの価格表を作成して、確実に提示するようなことが決まりました。これはこの新しい分野での成果です。

次に、6ページの国有林の管理のことについてですが、今まで林業が規模の大きな経営ができないことの障害として、民有林の中に入り組んだ国有林があることが大きな問題だという指摘があったんですが、そういう場合については民有林と連携を図って、国有林、民有林、一体とした効率的な事業ができるような施策の充実を図るということが決まりました。

それから、漁業に関しては、基本的に資源管理をきちんとするときの数量のベースになるところを科学者が決めるわけですが、それをなかなか漁民が納得しないという問題がありますので、漁業者、科学者、それから、行政などの関連する人たちがきちんとコミュニケーションをやって、まず資源管理にふさわしい枠組みをつくらうということです。

その一方で、ここには書いてありませんが、前から言っているITQについても一歩進ませました。現実には、すでに船ごとの漁獲数量を決めている魚も、ごくわずかですけども、あるんです。そのような魚種については、その割り当てを取引したらどうなるか検討することが決まりました。

今度は、7ページの「農協、漁協に対する金融庁検査の実施」です。林業組合は金融業をやっていませんが、漁協と農協は預金を預かる金融業をやっています。しかし、普通の銀行などと違って、経済事業との兼業を認められていますから、その区分がよくわからないという問題があります。したがって、我々の会議は、預金者保護の観点から、きちんとした検査が必要だと言ってきたんですが、実は現在でも農協なり漁協が要請すれば、都道府県知事が金融庁検査を要請できる枠組みが既にあります。ただ、1度もこれを活用されたことがないということです。この制度の実効性を高めるような運用方策を検討してもらうことになって、その方策の検討の結論を得ることになりました。

最後は、農林漁業関係者が、農業や漁業だけではなくて、ほかの関連事業もやっている場合には当然、中小企業信用保険の利用ができるはずなんですが、今まで農協の保険事業だけが利用されて

来ていた。これを、どこからどこまでが外の中小企業信用保険も入れるのかということを確認にして、そして、そのことを周知することが決まりました。

以上でございます。

木場委員 どうもありがとうございます。

八田さん、引き続き、運輸分野につきまして、中条主査が欠席なので説明いただきたいんですが、お時間の方が限られておりますので、手短に。Q & Aの時間を増やしたいと思いますので、お願いします。

八田議長代理 ごめんなさい。

それでは、13ページの運輸分野を御説明します。

まずは国際化ということで、羽田空港が2010年に滑走路ができますから、そのときに乗り入れ回数を3万回上積みするための検討をすることが決まりました。羽田・成田の容量拡大は、配分のやり方とか、深夜・早朝も使えるようにするとか、いろんな工夫をすると首都圏の空港全体をもっと有効に使えるということでもあります。それから、空港別の収支の開示をする方向も決まりました。

タクシーはいろいろ問題になったんですが、基本的には、もし、本当に違法だったり、不適切な事業者がいたりするのであれば、それを排除できるように行為規制を強化しようではないか。これが元来やるべきことではないかということで、これが決まりました。あとは、営業区域はたくさんあるんですが、これを統合することによる規制緩和を検討することもここでの決まったことであります。

以上です。

木場委員 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、保育分野で、主査が欠席のため、議長、よろしく願いいたします。

草刈議長 白石、翁、両先生がいないので、簡単に言いますが、2ページ目を開けてください。

要するに、ここの部分、さっき申し上げましたが、これはすべて、3番目の保育ママは別にして、社保審の少子化対策部会の結論が出ないとどうにも議論にならないところで、この2つはそれが出てから、年末に出ますので、来年早々から議論をするということで、我々の考え方に近い答申が出てくることを期待しているところです。

それから、保育とは関係ないんですが、実は労働分野というものがございます。これは、この概要、それから、答申そのものを見ていただきたいんですが、労働分野は概要で言いますと16ページです。

それで、中身について御説明する時間はないんですが、実はある新聞に記事が出ていて、去年に比べると答申が進んでいないというような変な書き方をされておまして、去年に比べてガラッと経済状況が変わったのは非常に大きなファクターで、これをもって雇用情勢が大きく変わった。これに対する考え方をきちっとしなければいけないのは当たり前なんですが、そのほかの点では全くスタンスに変わりがないんですが、それを、なぜ、ああいう書き方をされるのか、非常に心外な書き方をされておまして、ここにまとめたものがそこにあるかもしれませんが、要するに、ああい

うことではなくて、真意はこういうことだということをよく労働分野のところは読んでいただきたいと思います。

それから、松井主査のところの医療なんですが。

松井委員 先程は、懸案事項ということで、医薬品のインターネット販売の問題についてだけ説明したんですけれども、資料2の1ページ目、医療分野において一定の進展があった項目について説明しなかったので、簡単にご説明します。

医療については、先ず、ライフサイエンスの分野。これは大臣も非常に関心をお持ちで、大いに前進させて欲しいという指示があり、厚労省と折衝を重ねてきました。医療はこれから最もイノベーションの進む分野だと考えていますが、特にこのライフサイエンスは、現行の薬事法、医療法では想定しきれていない分野であり、医療現場で様々な問題が起きている。法体系が現実には追いついていないことがイノベーションを阻む要因になっているのではないかとということで従来から議論があったんですけれども、今回、これを改めてテーマとして取り上げて、資料に～と記載がある項目が決まった。特にとについては、かなりの前進かなと思っています。

次に、「IT化の推進による質の医療への転換」です。昨日、NHKで『医療再建』という特集があり、その中でも議論がありましたけれども、医療における一番の問題は、データが整備されていないことです。医療の様々な政策を実行しようとしても、データがなかったら策定しようがない。例えば、医師の偏在の問題についても、どういう病気が、どこの地域で多発して、それに対して、どういう医者がどういう医療行為をしていたかということが、本来はデータとして整備され、それに基づいて分析し、いろいろ対策を取らなくてはいけない。そのデータの最初の入口がレセプトです。このレセプトについては、オンライン化が2011年から義務化されることが閣議決定されているにもかかわらず、その内容が極めて不十分、かつフォーマットが統一されていなかった。それが、やっと、遅ればせながら前進する。

次に、資料一番下の医師の供給体制。昨今、医師不足が問題になっていますけれども、この医師の需給予測についてはこれまでも見直しは行われておりましたが、これについて、一番右下に書いてありますように、需給を「随時」見直すということで合意しました。「随時」というのは、簡単に書いてありますけれども、なかなか、この言質を取るだけでも大変でした。「随時」見直すということで、機動的な需給予測に基づいて臨機応変に体制を整えることで合意したということです。以上です。

木場委員 それでは、これより質疑応答に移りたいと思います。御質問のある方は会社名とお名前をお願いします。それから、もし近くにマイクがあるようでしたら、御質問もマイクを御使用くださいませ。

いかがでしょうか。

お願いします。

記者 議長に伺います。

第3次答申の正式決定ということで、この節目で、基本的な質問で恐縮なんですけれども、今、景気が世界的に後退している中で、内需を拡大しなければいけないという指摘が常々されています

けれども、この内需の拡大という視点から規制改革の重要性をどのようにとらえていらっしゃるかを教えていただけますか。

草刈議長 まず、こういう極めて経済状況が悪い。つまり、さっきも言いましたけれども、要するに経済活動が縮小しているという場面で、何ととっても、いわゆるビジネスチャンスを拡大して、そこで新しい、あるいは追加的な事業を展開できるようなビジネスチャンス拡大というのは非常に大事だと私は思っております。その一つの切り札は、やはり規制改革であって、ですから、規制を改革することと申しますが、よけいな規制がまだまだたくさんある。それを取り除いていくことによって、いわゆる経済が活性化する、あるいは新しいビジネスが創出できる。そういう中で、やはり経済活動を促進して、成長にも役に立つことが規制改革の一番の現在のポイントであろう。それと同時に、やはり消費者の立場からいろんなことを考えなければいけないとは思っています。

そういう考え方からしますと、輸出というものが、こういうアメリカ、ヨーロッパの極めて惨憺たる経済状況の中では、輸出というものを伸ばすことは非常に難しい。とすれば、やはり内需でやる。これはおっしゃるとおりだと思いますし、その中で、やはり一番というよりも、拡大の余地のあるのは、やはり官製市場という、つまり、民製市場というものは随分、規制改革が進んだと私は思っているんですが、官の支配するところはまだまだ進んでいなくて、この重点項目というものはそういう意味で置いてあるんですけれども、一番のポイントはやはり農業とか医療であり、まだまだビジネスとしての拡大余地があるところ、あるいはずっとビジネスとして小さくなってしまったところ。これは農業のことですけれども、それを大きく広げていくのを早急にやらなければいけないと思っています。

そういう意味で、勿論、いろんな、こういう構造改革というものについてのいろんな反対の意見も多々ある中で、やはり農業と医療については随分やってみたわけですが、農業についてはかなり、さっき申し上げましたけれども、具体的なところまで行きませんが、これをもう一歩具体化していけば、そういう展望が開けるだろうというふうに思っているのです、農業についてはやはり、ある意味で最重要課題かなと思っていますし、医療についても、さっき松井主査から御説明がありましたように、まだまだいろんな、大きく日本の産業としての医療が伸びていく可能性もある。その辺にやはり今後とも力を入れたい。

それから、保育というものは、少し長期的課題になりますけれども、少子化という側面から非常に大事ですし、これもやはり民間の参入によってビジネスとして拡大していける余地があるわけです。たくさん待機児童がいるわけですからね。そういうことも含めて、内需という意味では非常にその辺がポイントになるのかなという気がしています。

木場委員 よろしいですか。

どうぞ。

八田議長代理 今、議長が言われたとおりなんです、内需という場合に、当然、消費と、民間投資と、それから、公共投資とあります。とりあえず、公共投資は規制緩和とは関係ありません。民間投資に関して言えば、今、議長が言われたように、例えば農業で参入規制が緩和される。それから、生産法人要件が緩和されることが、農業における民間投資を促進します。民間の参入は、今

までだれも考えてもみなかったような消費者の需要を反映した農業の新しい生産が行われるから、それに伴う投資が行われる。

土地・住宅分野では、老朽化マンション建替えを可能にする規制緩和も投資を促進します。さらに、ワンルームマンションは25㎡以上にしなければならないという建設規制を設けている区があるわけですが、そのような規制を緩和することも投資促進に役立ちます。

そういうような形で、規制緩和が展開、投資を促進する部門は数多くあります。

木場委員 それでは、ほかにございますでしょうか。

お願いします。

記者 議長に労働分野に関してお尋ねいたします。

先ほど触れられましたけれども、昨年の第2次答申では労働者派遣法などについて、派遣期間の制限とか、派遣業種を完全に撤廃するよという問題意識として、そういうふうに触れられておりました。それで今回の答申では、昨年秋からの労働市場の委縮という問題意識を背景にして、労働者派遣制度に関するモニタリングというような項目が入ってあるとか、雇用保険制度の適用範囲の拡充・緩和といった、より労働者に対する保護に重点を置いたような答申になっていると思うんですが、これについて説明をいただけますでしょうか。

草刈議長 それは福井先生から答えてもらった方がいいと思います。

一言言っておきますと、やはり我々は別に企業の味方をするためにこれをやっているわけではないわけで、労働者というのはある意味で消費者ですから、その人たちがちゃんときちっとした生活ができるように何とかしなければいけない。それで、経済状況がこれだけガラッと変わってしまったので、それについて問題意識を持つのは当然だと思っていますが、その後は福井先生がまとめてくださるので、お願いします。

福井委員 まず、1次答申、2次答申、3次答申と、すべてのこれまでの労働分野の答申は、労働者保護に力点を置いて変わりなく記述しています。その姿勢に変化はございません。

今、別途お配りしております2次答申、3次答申の対比表というものがございますが、ある新聞に不正確な記事が出ておりましたので、議長からも申し上げましたように、答申のポイントをコメント申し上げます。まず、2次答申、3次答申の具体的施策の部分が政府として取り組むことが決まったことです。具体的施策の部分についてのみ、最大限尊重の閣議決定が行われ、規制改革3か年計画に反映されるわけです。

少なくとも、その部分について言えば、2次答申で書かれていたことよりも更に、例えば派遣法について言えば、事前・事後調査の徹底を追加することとなりましたが、これは新しく厚労省など関係省庁との合意の下に決まっています。また、派遣と請負の区分につきましても、偽装請負という言葉のどぎつさの割には、摘発には現場の実態を無視した混乱状況があったことを踏まえ、具体的な不具合の事例収集などを追加することについても、新たな施策として厚労省との約束の下に決まっています。これも昨年はなかったことです。

今、お話もありましたが、セーフティーネット関連について、特に雇用保険制度、公共職業訓練、ジョブ・カード制度、育児介護休業などについては新しい項目として書かれているものです。

更に、これまで2次答申までは問題意識にしかなかった事項ですけれども、例えば解雇規制について、本当にそれが労働者のためになっているのかどうかといった実証研究、また、最低賃金制度の効果の検証の実施といったことにつきましても実施するということを、政府として、厚労省にもコミットしてもらって決めました。

実際に政府、内閣として取り組むべき事項については、2次答申に比べれば3次答申の方がはるかに大きな成果があったというのが実態です。問題意識については、社会経済情勢の変化を踏まえて、私どもの文字どおり問題意識について会議単独の見解を示している部分ですから、変化に応じた多少の修正や表現の調整はございますが、具体的施策の部分をこの答申のかなめとしてごらんいただきたいということです。

繰り返しますが、2次答申も3次答申も、労働者を適切に保護するという姿勢や考え方においてはささかの隔たりもないことを改めて強調しておきます。

記者 その点はよくわかりました。

それと、問題意識のところと具体的施策のところは、閣議決定するか否かの差はありますけれども、文言はすべて答申としてまとめたということによろしいのでしょうか。

福井委員 そうです。それぞれ、答申のパーツです。

記者 問題意識のところも、国民に問題提起を促す部分ととらえてよろしいんですね。

福井委員 そうです。その中で、特に政府として尊重をいただきたいことについては、労働分野も含めてですけれども、関係省庁とも徹底的に議論を尽くして、内閣として決めるべく調整してまとめたものが具体的施策です。逆に言えば、問題意識というものは私どもが他機関との調整を経ず自由に記述する部分ですので、そこについてのみごらんいただいても余り意味はない。各省庁と内閣として合意に至ったところに政策としての意味があるのであり、同じ答申でも重みが違いますので、その点を念頭に置いていただきたいと思います。

草刈議長 今、この厚い答申本文の1ページ目の裏表紙を見ていただけますか。そこにわざわざリマークがしてありますが、そういう混乱もあったので、要するに具体的施策というものは、政策提言として、政府に誠実に対応を求めるというんですけれども、これは閣議決定をしてもらうためのものなんです。下の方の問題意識というものは、状況変化も踏まえながら、その時点の問題の我々の会議の思っていることを率直に意見開陳して、国民の皆さんに問題提起をする。そういうふうに理解してもらおうとわかりやすいかなと思うんです。

福井委員 更に申し上げますと、問題意識については事実関係の正確さを期するために各省庁に事実関係の不正確などについて指摘があればいただきたい、という意見照会をかけますが、見解についての調整は、問題意識についてはいたしておりません。これは会議独自の見解です。ただし、具体的施策は、繰り返し申し上げましたように、相当の時間と回数と労力をかけて、内閣として合意に至るべく調整を重ねたものですので、そちらに意味があるとお考えいただきたいということです。

木場委員 よろしいでしょうか。

それでは、続いて、どうぞ。

記者 草刈議長にお聞きしたいんですけども、昨年に比べると、今年はタクシーの問題とか、あるいは労働関係の問題とか、規制を強化する動きがかなり目立った時点だったように思うんですけども、議長として、こういう動きをどのように感じておられるか。その中で、規制改革会議の果たすべき役割をどう考えておられるかをお聞きしたいと思います。

草刈議長 おっしゃるとおりだと思います。

要するに、むしろ今までずっと規制改革という格好が進んできた。それに対して逆の方向に行っているという印象を私は持っておりまして、それは極めて遺憾なことだと思っておりますが、例えば言いますとタクシーの問題です。これはいわゆるタクシーが増えてしまったので、給料が安くなったとか、あるいは事故率が多くなったとかと言っているんですが、これは国交省のデータでも、その因果関係は全くないのがはっきりしているんです。にもかかわらず、こういうことをやるのはどういうことかということなんです。

それより何より、タクシーについて言いますと、私は非常に問題があると思うのは、さっき記者の方がおっしゃったことに対する答えなんですけれども、要するに、こういう極めて経済活動が縮小していく。そうすると、御存じのとおり、雇用の不安というものが物すごい勢いで出てきています。これは来年になるともっと状況が厳しくなるかもしれない。そういう中で、要するに雇用機会を縮小していく。つまり、拡大していくような施策を取らねばいけない時点で、雇用機会を狭めていく、縮小していく動きはやはり政策として取るべきではないと思うんです。

タクシーの業界というものは、御存じのことですけれども、ある意味で、そんなに給与レベルは高くないけれども、雇用の機会の受け皿としては非常に大きなものがあるわけで、これを縮小していくのは、やはり、いわゆる雇用氷河期というべきときにそういうことをやっていくのは、非常に私は矛盾している政策と感じています。

ある会社は、あと1万人の雇用計画を発表しているんです。雇用計画というものは、ドライバーさんの新規雇用をやるということを言っているんですが、こういう法律ができると、それができなくなりますから、そういう意味でも、今、非常にタイミング的にも、この問題はゆゆしいものがあると私は感じています。

それから、さっきのインターネットの話でも、やはり地方の小規模な薬局の人たちのビジネスチャンスがなくなるということもありますし、勿論、この薬の安全の問題というのは、前提として担保されなければいけないのはそのとおりですけれども、それと同時に、消費者といいますか、お年寄りなどが自分で買いに行けない方々の需要もそれとまるわけですから、そうすると、いわゆる需要という意味でもマイナスになるということで、こういうものは今の時点ではやってはいけないことだと思っております。

記者 もう一点、これだけ規制改革に対する逆風が強い中で、麻生政権になって官邸側のバックアップというものは何か変わったとお考えになるんでしょうか。十分なバックアップがあるんでしょうか。

草刈議長 それはいつも言うんですけども、それでは、小泉内閣のときにバックアップがどのくらいあったのかという話なんですけれども、勿論、環境的には、やりやすかったというのはあり

ます。だけれども、いずれにしても、いつも規制改革会議というものは、既得権を持っている人にとっては悪役なんです。ですから、いつもすごいサポートをいただいてみんなで何かしてくれるというようなことは余り経験したことがないんです。そういう意味では、そんなに麻生政権になったからひどくストップをかけられたとか、そういうことのマイナスとありますが、そういう意味で抑えられてしまったとか、そういうことは特にありません。

それでは、すごいサポートがあったかといいますと、従来どおり、いろんなところから邪魔も入りますし、サポートが非常に強いということではない。ただ、この規制改革というものは大事だということをおられる政治家もたくさんおられるので、そういう方々といろいろ連携を取りながら進めていくということだと思います。

もっともっとサポートをしていただきたいというのが私どもの願いですけれども、いろいろ難しい政治的な局面でもありますので、そんなに期待はできないかなと思いつつ、いつもやっているわけで、小泉政権のときも同じ部分はありましたから、そんなに気にしないでやっているつもりです。

木場委員 それでは、どうぞ。

記者 医薬品のインターネット販売で、鎮静剤が大量に販売されて、未成年者がそれを買って自殺未遂をしたというケースが出てまいりまして、それに関して安全確保は大丈夫なのかという声が上がっていますけれども、それについて御意見があればお聞かせください。

松井委員 12月16日付で、厚労省に対して、販売方法によって安全性の違いが出たのかどうかを具体的に証明してくれという質問書を投げたのですが、その回答が皆さんのところに配られていると思います。12月19日付の厚生労働省の「インターネットを含む通信販売による一般用医薬品の販売規制」に関する質問事項に対する回答、ここに書いてあります。

販売方法によって安全だったか、安全でなかったかというのは確認できないとはっきり言っています。先ほどの例でも、恐らく、それはインターネットで販売したから問題が起こったということをお証明できないと思います。店頭でも販売しているはずで、カシウが入った滋養強壮剤による2007年の副作用被害の事例も厚労省は出しましたけれども、これについてもインターネットだからというわけではありません。対面でも同じことが起こったはずで、

ですから、そういった事実関係を国民に公表してもっと議論するべきではないかということをお我々はずっと主張している。しかし「エビデンスはないけれども、とにかく対面は安全で、インターネットや通販は安全ではないから省令を出します」、この一点張りです。

福井委員 少し補足させていただきますと、ある薬で自殺しようと思っている人については、販売方法では防ぎようがないはずで、ここでの本来の論点は、その薬で死ぬつもりとか、自傷行為をするつもりだという点の対策ではなく、インターネットで売られた薬か、あるいは薬局で売られた薬かによって、説明不足による危険が生じないか、ということです。インターネットで買ったという固有の理由のゆえに説明が足りず、安全だと思っていたのに、安全でない使用をしたとか、あるいは予想もしなかった副作用が起きたというようなことがあるときには、それは売り方に問題がありますね、ということになるはずで、その論点と、言わば、その薬を本来の目的に使うつもり

がなく、確信的に目的外に利用される方の問題とは、全然別の次元の話です。

木場委員 議長、どうぞ。

草刈議長 済みません、さっき記者の方への回答に少し補足しますけれども、変に誤解されるといけないので申し上げますが、勿論、私は麻生総理に大体の方向性は説明しています。それから、諮問会議にも、私が出ていったときにも、農業問題についてこういう方向でやりますということについて、この線でやってくれということも言われておりますので、その辺の御理解が全くないということでは全くありませんから、それは変な誤解をされると困るので、申し上げておきます。

木場委員 ほかにございますか。

それでは、左の方、済みません、お願いします。

記者 議長にお聞きしたいんですけれども、先ほど規制強化が強まる中で厳しい環境下にある。その中で、今回の第3次答申で十分な成果が上がったとお考えになるか、議長としての総括をお聞きしたいのと、その中で、今回、最大の成果と考えていらっしゃるころがあれば、それもお聞かせいただけますでしょうか。

木場委員 議長、お願いします。

草刈議長 どこまで成果があったのかというお話ですけれども、やはり、こういう話は一挙に、進めるのは難しく、特に官製市場というところのものは10年以上やっているわけですけれども、なかなかサポートが無くて、あるいは環境がいいときでも、御存じのとおり、余り進んでいないんですけれども、今回、農業問題で、これを見ていただければわかりますが、相当程度の今後の橋頭堡になるような部分はできたのかなという気が農業問題についてはしますし、医療問題は、甘利大臣の問題意識もあって、ライフサイエンスのところのものは、それなりにこれからもっと具体化を進めていくという点で成果は十分あったかなという気がいたします。

ですけれども、それでは、全般的にすごく満足かという話になりますと、これはずっと、毎回不満足でございませぬ。企業でしたら、こんな非効率なことを、この15人の人たちが物すごいエネルギーを使ってやって、これしかプロダクトがないというのは、企業の経営者としては誠に遺憾ではあります。しかし、これはお国のためにやっていることですから、企業のためにやっているわけではないので、1歩でも2歩でも前進すれば、それはそれで我々としては、次にエネルギーを出すためのプロダクトとして活用していくということなので、そんなつもりでずっとやっています。

前に宮内さんが、「遅々として進んでいる」という言葉をお使いになったので、まさにそういう感じがしてはいますが、これは今回に限るわけではありませぬけれども、できる限り1歩でも2歩でも前へ進むつもりでやっていますので、今回は、こういう環境の中ではそれなりに成果が上がった方ではないかなと私自身は、自画自賛するわけではありませぬけれども、思っております。

八田先生から何かコメントがあれば、どうぞ。

松井委員 その前に、先ほどの記者の方の御質問に対して、もう一回、念を押しますけれども、この12月19日付の厚労省の回答を、多分、まだ全部読まれていないものと思います。これは厚労省の回答ですが、ここに、過去に起こった副作用被害がインターネットという販売方法に起因する

ものなのか、対面であれば防げたのか、それは確認できないとはっきり書いてあるんです。

記者 それは厚労省の意見としてですか。

松井委員 厚労省の見解としてです。ですから、それを確認できないにもかかわらず、何で省令を出すのか。皆さん、これを日本語として読んで納得されるのであれば、逆に私にその解釈をしていただきたい。これが厚労省の回答です。これを前提にして省令を出そうとしているから問題だ、会議はそういうスタンスでいるということです。

記者 この内容は私も事前に拝見しましたがけれども、これは別として、さっきのお話した自殺の事例のようなものが出てきたということで、それに対して、どのようにお考えか。

松井委員 それは先ほど福井先生が御説明したとおりです。インターネットか対面か、そういった販売方法とは違うカテゴリーの話ではないでしょうか。この件は問題ではないなどということは言っていない。安全を担保するのは当たり前の話です。でも、カテゴリーの違う話でしょうと言っているんです。

記者 これは被害事例には当たらないだろうというお考えですか。

松井委員 違います。今は、対面とインターネットという販売方法における安全性の話をしているんです。

記者 それでは、対面でも同じことが起こり得るだろうということですか。

松井委員 そうです。

福井委員 要するに、対面だろうが、インターネットだろうが、目的外使用の話ですね。そもそも、ずっと一貫して厚労省と議論してきた論点は、「思わぬ副作用のようなものがインターネットでは固有に起こるのか」ということです。副作用の効果だけに着目して、それをわかって使う方の問題ではないということです。

木場委員 どうぞ。

八田議長代理 今期の当会議は、答申作成と並んで、インターネットのこと、それから、タクシーのこと、代引きのこと、今回、いろんな規制強化の動きがあったときに、今までになく意見書をどんどん機敏に出してきたと思います。

例えば今のインターネットのことについて言えば、法令には対面でやらなければいけないなどということは何も書いていないんです。情報がきちんとわかるようにということだけが書いてあるんです。その法令に書いていないことを省が勝手に決める。そして、今、申し上げたように、インターネットだからそういう事故があるわけではない。もし対面で買っても、この店へ行って買ったあとで、向こうの店で買えば、幾らでも買えるわけです。それがインターネット販売を禁止すれば、実際にインターネットで買って来た人たち、体が不自由で外に出られない人たち、それから、地方でなかなか薬屋に行けない人たち、そういう人たちが今まで享受してきた便益を全くつぶしてしまうわけです。それが法令に基づいているなら、国会でそれなりの議論があり得るでしょうけれども、法令に基づかずに、そういうことが現実に行われようとしていることを指摘したことによって、多くの人が、これは問題だということに気がついたと思うんです。

それで、さっきの自殺の話は本当に苦し紛れに、こじつけの材料を役所が持ってきたんですが、

無意味な例であることは先ほど指摘した通りです。我々の指摘によってこれは、法令に書いていない規制をやることであり、かつこの規則のために多くの人々が不便になることに、多くの人がこれで気がついたと思います。

タクシーのことについてもおかしな話ですね。今、私の手元にあるものと、東京では平成5年に6万3,000人の運転手がいたのに、今は7万4,000人いるんです。台数の緩和によってこれだけの雇用が創出されたわけです。今、そういうことをみんながわかるようになってきている。ですから、今回、我々の会議の成果は、具体的施策のところもありますが、そういうことを注意喚起したことも大きな成果だったと思っています。

木場委員 それでは、お待たせしておりました。

それで、申し訳ありません、私、退室の時間になりましたので、進行が変わります。よろしくお願いいたします。

(木場委員退室)

記者 この会議は、今後についてはどういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。とりあえず、答申で終わりという形なんですか。

草刈議長 それはさっき申し上げましたけれども、来年度は来年度で、また4月からやるんですけども、まだやり残してしまったものが多々ありまして、さっきからお話ししていますが、例えば今のインターネットの話です。これも、それでは年末でやめたというわけにはいきません。当然、継続的にワークしていく。保育の話も、さっき言いましたように、答申が出ていないので、それを見てからでないといけないとか、農業の問題も、具体的な方策は、まだ、これから農地改革プランの、抽象論は出ていますけれども、これを具体化する作業が残っている。それから、タクシーの問題も、さっき私が申し上げたように、これはゆゆしい問題だと思しますので、これは今からやっていかなければいかぬ。

そういうことで、その他が2つぐらいありますが、この辺は、これで1回、答申を出したんだから、もういいというつもりは全くなくて、継続的に3月までやっていく。それでもまだだめだったら、その後も引き続いて来年度の活動の中でやっていきますが、とりあえず、ここで、ほかのものはともかくとして、今、申し上げたような諸点については継続的にやっていく。つまり、延長戦だというつもりでいます。

記者 また、この会議を継続的に、今、おっしゃったことについては開いて、また話し合っていくということですか。

草刈議長 いえ、そうではありません。

福井委員 設置期間のことをよく御存じないから、こういう質問が出るのではないのでしょうか。

草刈議長 要するに、この会議は3年間ずっと続けるわけです。ですから、いつもだとやれやれで終わっていたものが、まだまだ懸案事項が残っているわけですから、答申を出した後も、これを当然、フォローアップしていくのが我々の責務だと思うので、そういう位置づけにもなっているわけですから、そのつもりで、さっきから申し上げているように、継続的にやっていくということです。

鈴木室参事 それでは、大分、予定時間を超過しておりますので、最後に1つだけ質問をお受けして終了にさせていただきたいと思います。

どうぞ。

記者 薬のネット通販の関係の話ですが、先ほどの松井さんの御説明で、省令が出たときにまた対応をいろいろ考えていかないとということで、これは現段階で具体的な、どういう方向性で御対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

あと、まだ年内に省令が出る可能性もあろうかと思うんですが、その場合はカレンダー的にどういうふうに対応をなされるお考えでしょうか。

松井委員 少し整理しますが、省令を出すか、出さないかは、まだ厚労省は明らかにしていません。

当会議は、ネットないしは通信販売で医薬品を販売するときに、それがその販売方法ゆえに安全である、ないについてのエビデンスを出して欲しいと要請しています。それに対し、「エビデンスはないけれども、ネット・通信販売は安全上問題であるから省令を出すつもりである。もしネット・通信販売が安全性に問題はないというのだったら、逆に我々会議側、ないしはネット・通信販売業者の方でそれを挙証するエビデンスを出したら、それについては事後的に検討することを考えないでもない」。こういう回答でした。

これを普通に読めば、「省令は出すけれども、例外事項として措置することは将来的に考えないでもない」ということです。省令を止める権限は我々にはありませんから、では、出たときにはどうするのかということですが、これは来年以降の問題になる。会議として最重要テーマにせざるを得ないだろうと思います。省令撤回のための作業が新たに加わるということですが。

ちなみに、これはインターネットだけではありません。通販、もっと言いますと、例えば健保からの配備薬と言うのでしょうか、健保で医薬品を配っていますね。あれも全部だめになるのでしょうか。対面ではありませんからね。身近な例は他にもあります。国民生活に重大な影響を及ぼす省令をこれから出そうとしているわけです。それをよくよく考慮して報道していただきたいと思います。

福井委員 追加しますと、先ほど本会議でも甘利大臣からいみじくも直接御発言があったんですけども、今、薬はインターネットでは、日本の薬局からだけでなく、世界中から簡単に買ってしまう時代になっているわけです。そちらの方は、逆に言えば野放しです。日本の国内法が必ずしも及びませんから。

大臣がおっしゃるには、日本のインターネット通販だけ厳しくして、外国からもっとひどいものが簡単に入ってくるというようなことになったら元も子もない。そういう問題にならないように注意しないといけないという御指摘がありました。そういう観点も考えないといけない。

もう一点、松井主査に補足ですけれども、省令なるものの原案を私どもはまだ見ておりませんので、それを見てからでないコメントのしようがないんですけれども、私どもは、今、ちまたで議論されている省令案なるものは、法律の委任を超えている蓋然性が大きいと考えています。これは八田議長代理からも申し上げましたように、省令とは行政命令にすぎないわけでありまして、国民の権利義務を制限するためのルールとして有効であるためには、法律の委任の範囲内でないとはいけ

ない、というのが日本国憲法の大前提です。要するに、憲法は法律によってしか権利義務の制限を定めてはいけないこととされているわけでありまして、法律の委任の範囲内であるところの政省令という行政命令によってしか、省令独自に人々の権利義務を制限することはできないというのが、憲法秩序、我々の国家体制の当然の前提です。

そういう観点からは、法律で何ら明文がない、どこをひっくり返してもインターネット通販だけをまますぐりにしてよいという条文がないときに、インターネット通販だけを、あるいは通信販売等も含めて、売り方のみによって、ある分野を閉じることになると、法律の委任を超えた違法な行政命令である可能性が大きくなる。そういった省令に基づく行政処分等は、行政訴訟において違法・無効として取り消される蓋然性が極めて大きいはずで、実際にどういう省令が出るか、内容がよくわかりませんので今の段階では正確なことは申し上げられませんが、仮にそのような省令が発出された場合には、その省令についての適切な法律論を会議として行うべく検討することは、十分に考えるに値する問題だと思います。

松井委員 なお、今、福井委員が申し上げた点については、当会議の意見書として提示もしていますし、今回の公開質問状でも質問しております。

鈴木室参事 それでは、長い間、大変ありがとうございました。これにて記者会見の方を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。